

震災復興
地域づくり総合支援事業のご案内

財団法人 能登半島地震復興基金

＜概 要＞

財団法人能登半島地震復興基金は、平成19年に発生した能登半島地震からの早期復旧・復興を目指して設立されました。

これまでに、道路、住宅、コミュニティ施設、農地等の整備を行ってきた結果、ハード面での復旧支援はほぼ完了しました。

現在は、持続的な地域の活性化に資する取組みを積極的に推進し、交流人口の拡大や定住人口の安定化を図るため「震災復興地域づくり総合支援事業」を中心に、各団体の取組みを支援しています。

＜震災復興地域づくり総合支援事業メニュー＞

1 移住・交流居住を担う受入組織の創設・育成支援

(1) 補助対象事業

地域が主体となり、積極的に移住・交流居住に関する情報発信と移住者等の受け入れに取り組む民間主導の組織づくりや活動が対象です。

(2) 補助対象者

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町にある民間団体で、市町等から支援・協力が得られ、市町の範囲を越えて移住・交流居住の推進に取組むものが対象です。

(3) 補助対象経費

①コーディネート体制の確立に必要な経費

②体験メニュー・プログラムの開発に必要な経費

③ガイドブック・マニュアルの作成、情報発信、営業活動、受入住民への指導に必要な経費

人件費（①に限る）、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。ただし、施設整備費その他理事長が補助金の対象とすることが不適当と認める経費を除く。

(4) 補助率

10/10以内の額（人件費は1/2）

(5) 補助限度額

400万円/年 ただし2年目以降前年の2/3を補助限度額とする

(6) 補助対象期間

3年間まで

2 交流創出等支援

(1) 補助対象事業

①民間団体が市町等と連携して、大都市圏等との間に交流を創出する取組みで、継続的な効果が見込まれるものが対象です。

（例：能登地域と金沢・加賀地域が連携した交流人口拡大の取組みや、能登空港、のと鉄道、七尾線など交流基盤の利活用の取組みなども対象となります。）

②地域資源に磨きをかけ、地域の魅力向上を図る取組みが対象です。

(2) 補助対象者

① 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町にある民間団体

② 上記以外の市町にある民間団体で、上記①の団体と連携する団体

上記①または②の団体で、市町等から支援・協力が得られ、事業費規模が300万円以上のものが対象です。（観光誘客促進の宣伝活動は除く。）

(3) 補助対象経費

交流創出、地域資源の魅力向上の取組みに必要な経費

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、会場設営に係る原材料費、工事請負費、備品購入費。ただし、理事長が補助金の対象とすることが不適当と認める経費を除く。

(4) 補助率

3/4以内の額

(5) 補助限度額

500万円／年 ただし2・3年目は1年目の補助金額の2／3を、4・5年目は3年目の補助金額の2／3を補助限度額とする

(6) 補助対象期間

5年間まで

3 地域ブランド・チャレンジ支援

(1) 補助対象事業

住民が主体となり、地域の特産物や観光資源等の価値を増加させ、他に誇る地域ブランドに育成する取組みが対象です。

(2) 補助対象者

- ① 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町にある民間団体
- ② 上記以外の市町にある民間団体で、上記①の団体と連携する団体

上記①または②の団体で、市町等から支援・協力が得られるものが対象です。

(3) 補助対象経費

- ① 専門家や地元行政を交えて行う調査・検討に要する経費
- ② 調査・検討に基づく地域ブランドづくりの取組みに要する経費

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、会場設営に係る原材料費、備品購入費。ただし、施設整備費その他理事長が補助金の対象とすることが不相当と認める経費を除く。

(4) 補助率

3／4以内の額

(5) 補助限度額

300万円／年 ただし2年目以降前年の2／3を補助限度額とする

(6) 補助対象期間

3年間まで

4 コミュニティビジネス等・チャレンジ支援

(1) 補助対象事業

地域住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その利益を地域に還元する事業が対象です。

(2) 補助対象者

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町にある民間団体で、市町等から支援・協力が得られるものが対象です。

(3) 補助対象経費

①コミュニティビジネスを新たに起業するために必要な経費

②起業してから3年を超えない間に必要な経費

人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費。ただし、施設整備費その他理事長が補助金の対象とすることが不適当と認める経費を除く。

(4) 補助率

3 / 4 以内の額

(5) 補助限度額

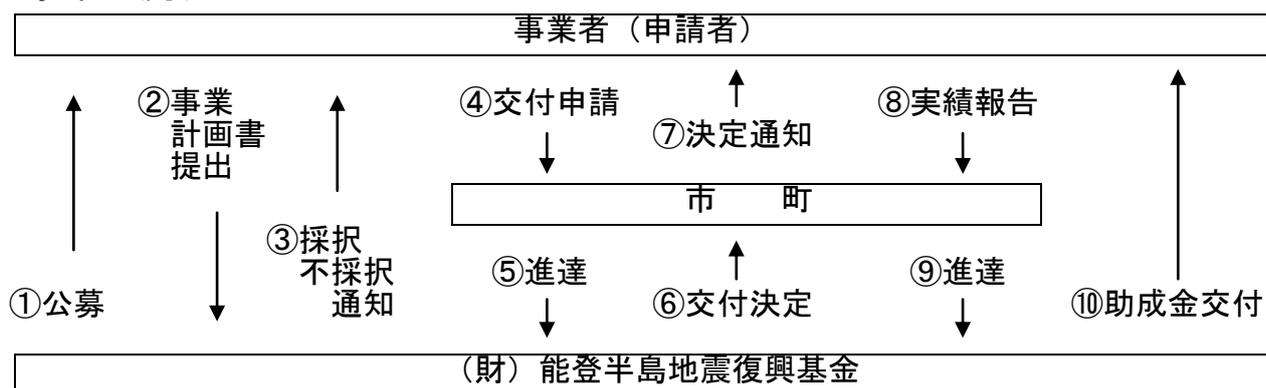
300万円/年 ただし2年目以降前年の2 / 3を補助限度額とする

(ただし、人件費に係る補助は、補助金総額の1 / 2を超えないもとする)

(6) 補助対象期間

3年間まで

※ 事業の流れ



＜事業申請手続き＞

- 1 申請受付期間 今回の募集については12月20日を締切とします。
- 2 申請方法 事業申請書に必要事項を記入し、当財団まで提出して下さい。
(申請前に当財団に一度ご相談下さい。なお、ご相談の際は事業内容が分かるものをご用意します。)
- 3 採択について 当財団で事業内容を審査し、採否を決定します。
(事業開始は平成26年4月です。)
- 4 お問い合わせ先 (財)能登半島地震復興基金
(石川県企画振興部 地域振興課 震災復興支援室内)
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL : 076-225-1317 FAX : 076-225-1328
Email : info@noto-fukkoukikin.jp

5 交付申請書提出先市町

市 町	担 当 課	電 話	F A X
金沢市	企画調整課	076-220-2031	076-264-2535
七尾市	企画財政課	0767-53-1117	0767-53-1819
小松市	経営政策課	0761-24-8037	0761-21-0285
輪島市	企画課	0768-23-1100	0768-23-1153
珠洲市	企画財政課	0768-82-7716	0768-82-2896
加賀市	企画課	0761-72-7830	0768-72-6250
羽咋市	企画財政課	0767-22-7162	0767-22-7195
かほく市	企画情報課	076-283-1112	076-283-4242
白山市	企画課	076-274-9503	076-274-9518
能美市	企画振興課	0761-58-2210	0761-58-2291
野々市市	企画課	076-227-6028	076-227-6255
川北町	総務課	076-277-1111	076-277-1748
津幡町	企画財政課	076-288-2158	076-288-6358
内灘町	企画財政課	076-286-6723	076-286-0617
志賀町	企画財政課	0767-32-9331	0767-32-3933
宝達志水町	総務課	0767-29-8210	0767-29-4623
中能登町	企画課	0767-74-2806	0767-74-1300
穴水町	企画情報課	0768-52-3625	0768-52-0395
能登町	企画財政課	0768-62-8503	0768-62-4506

※その他、ご不明な点や相談等については、お気軽にお問い合わせください。